

県営住宅 修繕費用負担区分

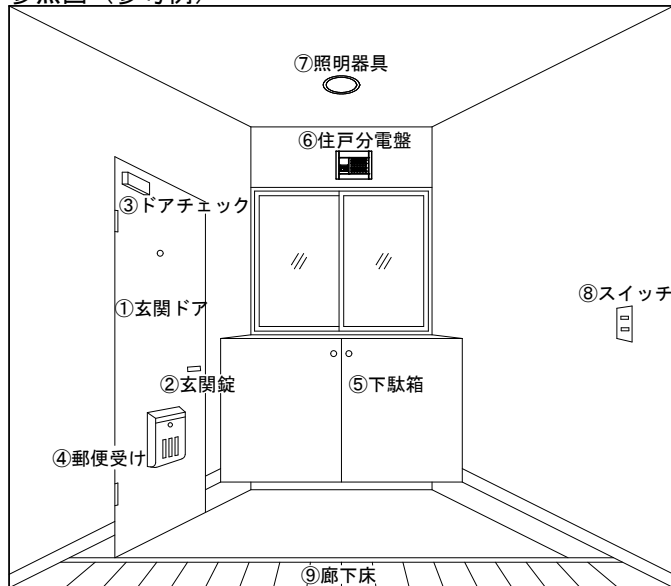
みなさんがお住いの県営住宅において、日常生活の中で修繕が必要となった場合、その費用は誰が負担するのか分からないことがあります。

入居者のみなさんに負担いただく修繕等は、劣化によらない破損の修繕や住宅設備等の小部品や消耗品の交換、不十分な清掃による汚損、住宅の維持管理に必要な清掃や修理などが該当します。

場所ごとに発生しやすい代表的な修繕を下記に示しますので参考にしてください。どちらが負担するのか分からない場合や、県で負担する修繕の依頼については、お住いの団地を担当する「長野県住宅供給公社（監理員・各事務所）又は建設事務所（整備・）建築課」までお問い合わせください。

1 玄関廻り

参照図（参考例）



県負担

	参照図
(1') 扉関係	
・ 玄関ドアの開閉不良（丁番ネジの緩みを除く）--	①
・ 扉の変形、腐食による補修 -----	①
・ 郵便受けの経年劣化による補修 -----	④
(2') 床関係	
・ 床板の腐り、割れ -----	⑨
・ 床鳴り、きしみ -----	⑨
(3') 電気設備関係	
・ 住戸分電盤の脱落 -----	⑥
・ 絶縁不良により通電しない -----	⑥
・ スイッチ本体の不良 -----	⑧
・ 照明器具の不点灯・腐食等による交換・修繕---	⑦

入居者負担

	参照図
(1) 扉関係	
・ 玄関錠の紛失による交換 -----	②
・ ドアチェックの速度調整 -----	③
・ 下駄箱扉の建てつけ・調整 -----	⑤
(2) 床関係	
・ 床の汚れ掃除 -----	⑨
(3) 電気設備関係	
・ 照明器具の電球交換 -----	⑦
・ スイッチボタンやプレートの破損 -----	⑧
・ スイッチ本体の留付けねじの緩み -----	⑧

※その他注意点

※1 費用負担区分が県負担であっても、入居者の責による破損等の場合は入居者負担となります。

※2 ドアを開け放しにするために、ドア本体とドア枠の間に物を挟むと、ドアが歪んでしまうことがあります。また、丁番等のネジが緩んでいると建てつけが悪くなり、それが原因で扉本体を傷つけてしまうことがあります。ネジが緩んでいるのを見かけたら、ドライバーでネジを締めてみてください。

※3 外廊下や階段は、火災や地震などが発生した際に避難路となります。日頃から通行の妨げにならないよう、物は置かないようにしてください。

県営住宅 修繕費用負担区分

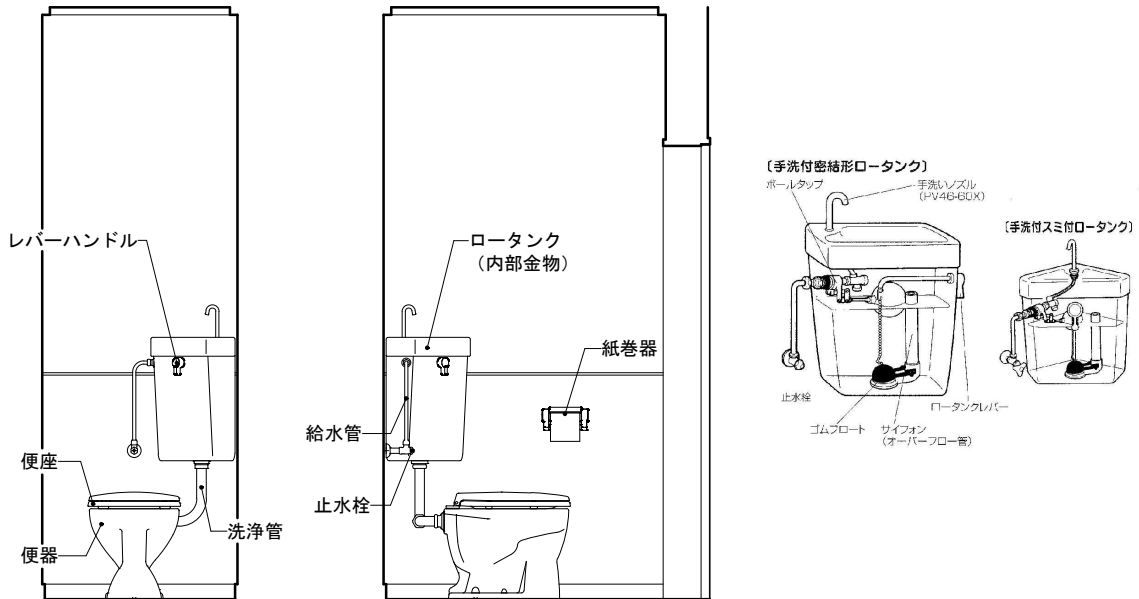
みなさんがお住いの県営住宅において、日常生活の中で修繕が必要となった場合、その費用は誰が負担するのか分からないことがあります。

入居者のみなさんに負担いただく修繕等は、劣化によらない破損の修繕や住宅設備等の小部品や消耗品の交換、不十分な清掃による汚損、住宅の維持管理に必要な清掃や修理などが該当します。

場所ごとに発生しやすい代表的な修繕を下記に示しますので参考にしてください。どちらが負担するのか分からない場合や、県で負担する修繕の依頼については、お住いの団地を担当する「長野県住宅供給公社（監理員・各事務所）又は建設事務所（整備・）建築課」までお問い合わせください。

2 トイレ

参照図（参考例）



県負担

(1') 給水設備関係

- ・トイレの水が止まらない
タンク内部金物（ボールタップ・フロート弁クサリ等）が不良になっているのが原因の場合
- ・給水管、止水栓、洗浄管からの漏水
- ・便器の取付部からの漏水

(3') 便器関係

- ・便器のがたつき（固定不良）
- ・便器・紙巻器の経年劣化による補修

(4') 電気設備関係

- ・照明器具の不良・不点灯、腐食等による交換・修繕
- ・スイッチやコンセントの不具合

入居者負担

(2) 排水設備関係

- ・トイレが詰まって流れない
便器の詰まりの原因となるのは、ティッシュペーパーや生理用品、おむつなど水に溶けないものを流した場合がほとんどです。また、トイレトペーパーを使った場合でも一度に大量に流すと詰まる場合があります。

(3) 便器・紙巻器関係

- ・普通便座の破損
- ・紙巻器の破損

(4) 電気設備関係

- ・照明器具の電球交換

※その他注意点

- ※1 費用負担区分が県負担であっても、入居者の責による破損等の場合は入居者負担となります。
- ※2 ロータンクや便器は結露が生じやすく、結露で床が濡れていることがあります。床が濡れていると漏水と勘違いして修繕を依頼する方がいらっしゃいますが、濡れている床を拭いてしばらく様子を見てください。漏水か結露かを確認して、漏水の場合はご連絡ください。
- ※3 水が止まらない場合は、ロータンクの止水栓またはメーターのところにある給水の元栓を回して、止水してください。（元栓を止めるとトイレ以外の水も出なくなります。）

県営住宅 修繕費用負担区分

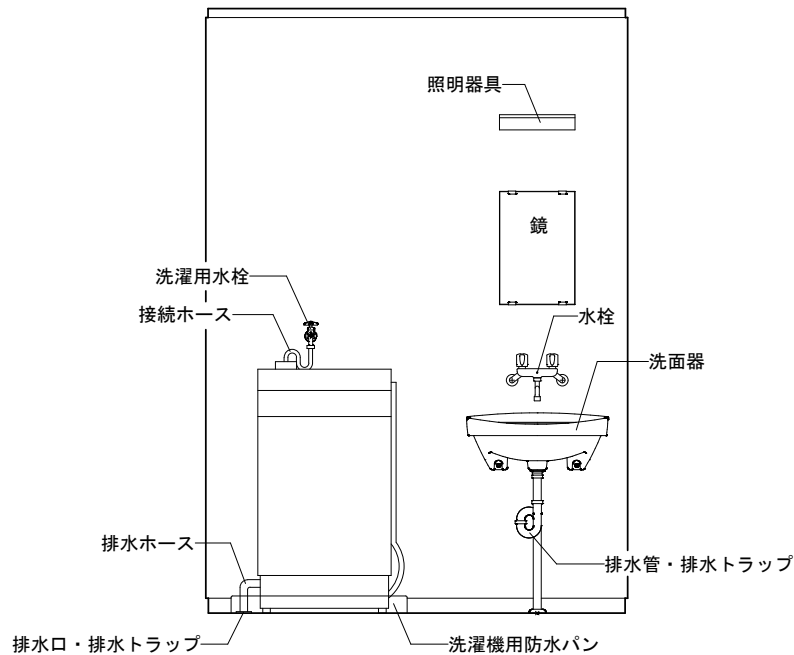
みなさんがお住いの県営住宅において、日常生活の中で修繕が必要となった場合、その費用は誰が負担するのか分からないことがあります。

入居者のみなさんに負担いただく修繕等は、劣化によらない破損の修繕や住宅設備等の小部品や消耗品の交換、不十分な清掃による汚損、住宅の維持管理に必要な清掃や修理などが該当します。

場所ごとに発生しやすい代表的な修繕を下記に示しますので参考にしてください。どちらが負担するのか分からない場合や、県で負担する修繕の依頼については、お住いの団地を担当する「長野県住宅供給公社（監理員・各事務所）又は建設事務所（整備・）建築課」までお問い合わせください。

3 洗面所

参照図（参考例）



県負担

- (1') 給水設備関係
 - ・ 水栓、給水管からの漏水
- (2') 排水設備関係
 - ・ 排水管、排水トラップからの漏水
- (3') 洗面器関係
 - ・ 鏡や洗面器のがたつき（固定不良）
- (4') 電気設備関係
 - ・ 照明器具の不良・不点灯、腐食等による交換・修繕
 - ・ スイッチやコンセントの不具合

入居者負担

- (2) 排水設備関係
 - ・ 排水の詰まり
 - 洗濯用給排水からの漏水事故が多いです。原因は排水口の詰まり、排水ホースが抜ける及び水栓から接続ホースが抜ける場合などです。いずれの場合も下階にお住いの方に迷惑がかかりますし、その被害の修繕もご負担いただくこととなります。定期的に掃除や点検をおこなって、事故が起きないようにお願いします。
- (3) 洗面器関係
 - ・ 鏡や洗面器の破損（割れ等）
何かを落としたり当てたりしたことで割れた場合
 - ・ ゴム栓、鎖の破損
- (4) 電気設備関係
 - ・ 照明器具の電球交換

※その他注意点

- ※1 費用負担区分が県負担であっても、入居者の責による破損等の場合は入居者負担となります。
- ※2 水が止まらない場合は、洗面器下の止水栓にて、止水してください。
(洗面器下に止水栓が無い場合は、メーターのところにある給水元栓を回して、止水してください。
元栓を止めると洗面所以外の水も出なくなります。)

県営住宅 修繕費用負担区分

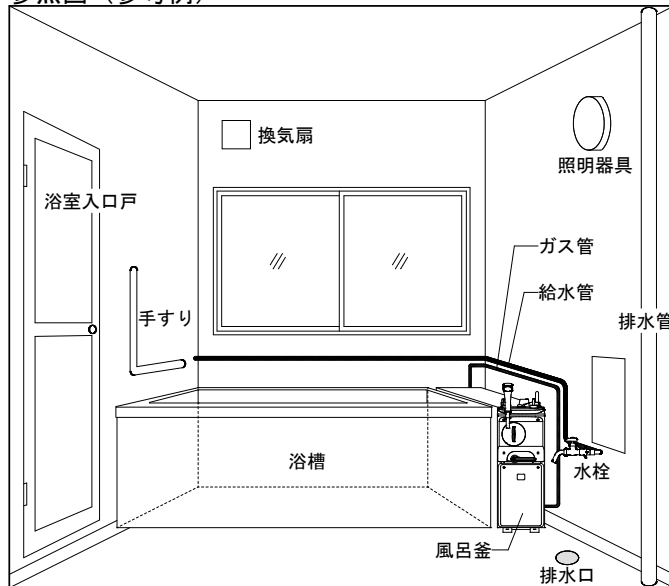
みなさんがお住いの県営住宅において、日常生活の中で修繕が必要となった場合、その費用は誰が負担するのか分からないことがあります。

入居者のみなさんに負担いただく修繕等は、劣化によらない破損の修繕や住宅設備等の小部品や消耗品の交換、不十分な清掃による汚損、住宅の維持管理に必要な清掃や修理などが該当します。

場所ごとに発生しやすい代表的な修繕を下記に示しますので参考にしてください。どちらが負担するのか分からない場合や、県で負担する修繕の依頼については、お住いの団地を担当する「長野県住宅供給公社（監理員・各事務所）又は建設事務所（整備・）建築課」までお問い合わせください。

4 浴室

参照図（参考例）



県負担

- (1') 浴室入口戸
 - ・扉、かまちの腐食による補修等
- (2') 手すり（入居者で設置したものを除く）
 - ・脱落、がたつきによる補修等
- (3') 換気扇
 - ・異音、作動不良等による交換・修繕
- (4') 照明器具
 - ・不点灯、腐食破損等による交換・修繕
- (6') 水栓、ガス管・給水管・排水管
 - ・本体故障、経年劣化を起因とする交換・修繕
 - ・腐食、がたつき、漏水等の修繕
- (7') 排水口
 - ・目皿、ツリガネワンの腐食による交換
- (8') 風呂釜（入居者で設置したものを除く）
 - ・点火不良、本体の漏水修繕
 - （入居者による自己責任の凍結を除く）
 - ・シャワーヘッド・ホースの腐食等による交換
- (9') 内装（床・壁・天井）
 - ・モルタルなどの剥離・脱落補修、大きなひび割れやタイルの破損、目地欠落などの補修

入居者負担

- (1) 浴室入口戸
 - ・ノブや丁番など付属金物の調整
- (3) 換気扇
 - ・フィルター掃除
- (4) 照明器具
 - ・電球や点灯管（グローランプ）の交換
- (5) 浴槽
 - ・浴槽内のゴム栓、クサリの破損等による交換
 - ・水アカなどによる汚れの清掃
 - ・エプロン裏の清掃（エプロンが外れる場合、UB含む）
- (7) 排水管・排水口（目皿）
 - ・排水の詰まり
 - ※目皿等への髪の毛等のゴミの撤去をこまめに行うこと
排水管のつまり、下階への漏水の原因となるため注意
- (9) 内装（床・壁・天井）
 - ・壁、天井の塗り直し
 - ・結露等によるカビの清掃・修繕
- (10) その他
 - ・窓ガラスの破損
 - ・入居者所有のものにかかる修繕等

※その他注意点

※1 費用負担区分が県負担であっても、入居者の責による破損等の場合は入居者負担となります。

県営住宅 修繕費用負担区分

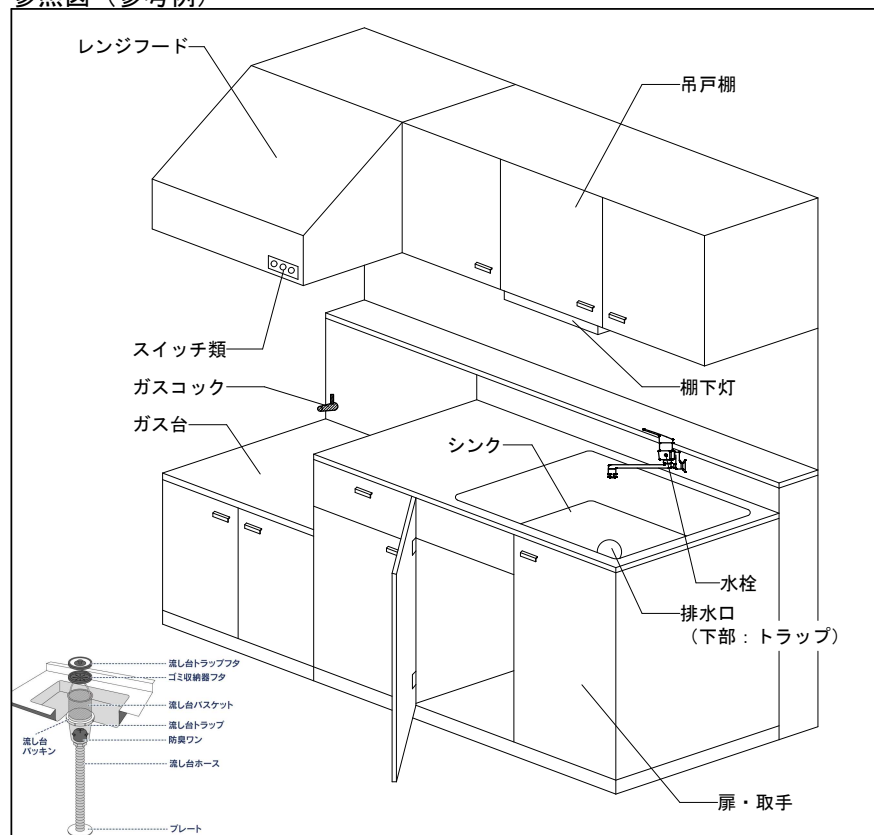
みなさんがお住いの県営住宅において、日常生活の中で修繕が必要となった場合、その費用は誰が負担するのか分からないことがあります。

入居者のみなさんに負担いただく修繕等は、劣化によらない破損の修繕や住宅設備等の小部品や消耗品の交換、不十分な清掃による汚損、住宅の維持管理に必要な清掃や修理などが該当します。

場所ごとに発生しやすい代表的な修繕を下記に示しますので参考にしてください。どちらが負担するのか分からない場合や、県で負担する修繕の依頼については、お住いの団地を担当する「長野県住宅供給公社（監理員・各事務所）又は建設事務所（整備・）建築課」までお問い合わせください。

5 流し台

参照図（参考例）



県負担

- (1') 吊戸棚・シンク
 - ・本体外れ、ぐらつき、腐食等による交換・修繕
- (2') 扉・取手
 - ・腐食等による交換・修繕
- (3') 照明器具（棚下灯）
 - ・内部配線故障、安定器不良
 - ・不点灯、腐食破損等による交換・修繕
- (4') レンジフード・換気扇（住戸タイプにより無い場合あり）
 - ・モーター異音、作動不良（スイッチ共）
- (5') 水栓・ガス管・給水管・排水管
 - ・本体故障、経年劣化を起因とする交換・修繕
 - ・がたつき、止水不良、漏水等の修繕
- (6') トラップ・排水管
 - ・漏水、腐食等による交換・修繕

入居者負担

- (1) 吊戸棚・シンク
 - ・入居者使用に伴うキズ等
- (2) 扉・取手
 - ・取手や丁番ネジの調整
- (3) 照明器具（棚下灯）
 - ・蛍光灯・点灯管（グローランプ）の交換
- (4) レンジフード・換気扇
 - ・羽根・フィルターの清掃
- (6) 排水管
 - ・詰まりによる排水不良

※その他注意点

1. 費用負担区分が県負担であっても、入居者の責による破損等の場合は入居者負担となります。

県営住宅 修繕費用負担区分

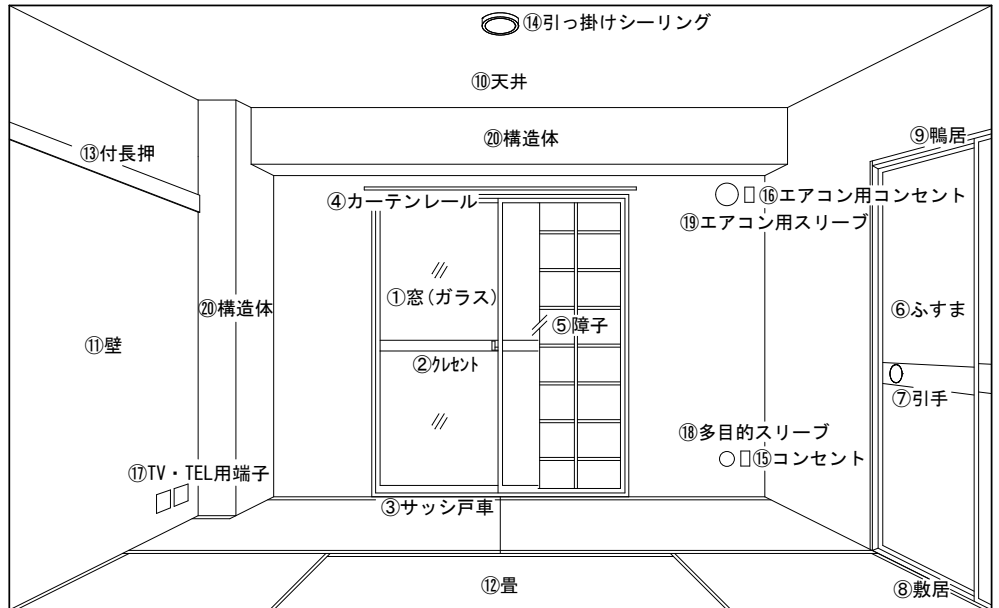
みなさんがお住いの県営住宅において、日常生活の中で修繕が必要となった場合、その費用は誰が負担するのか分からないことがあります。

入居者のみなさんに負担いただく修繕等は、劣化によらない破損の修繕や住宅設備等の小部品や消耗品の交換、不十分な清掃による汚損、住宅の維持管理に必要な清掃や修理などが該当します。

場所ごとに発生しやすい代表的な修繕を下記に示しますので参考にしてください。どちらが負担するのか分からない場合や、県で負担する修繕の依頼については、お住いの団地を担当する「長野県住宅供給公社（監理員・各事務所）又は建設事務所（整備・）建築課」までお問い合わせください。

6 居室

参照図（参考例）



県負担

参照図

- (1') 外部建具関係
 - ・ サッシ戸車の交換 ----- ③
- (2') 内部建具関係
 - ・ 障子組子の補修 ----- ⑤
 - ・ ふすまの框（かまち）や骨下地の補修 ----- ⑥
 - ・ 敷居及び鴨居のさがり、反りによる補修 --- ⑧ ⑨
 - 敷居すべりの補修
- (3') 内装（天井・壁・床）
 - ・ 天井の脱落、コンクリート壁のひび割れ --- ⑩ ⑪
 - ・ 畳下地板の腐食、割れ、きしみ ----- ⑫
 - ・ 付長押（つけなげし）の脱落 ----- ⑬
- (4') 電気設備関係
 - ・ 引っ掛けシーリングの天井からの脱落 ----- ⑭
 - ・ TV及びTEL用端子の不良、埋込配線の不良 ----- ⑰
- (5') その他
 - ・ 構造体（柱や梁）のひび割れ ----- ⑳

入居者負担

参照図

- (1) 外部建具関係
 - ・ ガラスの破損（入居者過失によるガラス割れ等）-- ①
 - ・ クレセントのネジ緩みによるぐらつき・調整 --- ②
 - ・ カーテンレールの脱落 ----- ④
- (2) 内部建具関係
 - ・ ふすま紙及び障子紙の張替え、補修 ----- ⑤ ⑥
 - ・ 引手の破損による交換 ----- ⑦
- (3) 内装（天井・壁・床）
 - ・ 汚れ、塗り替え、壁紙補修、傷補修 ---- ⑩ ⑪
 - ・ 畳の表替え ----- ⑫
- (4) 電気設備関係
 - ・ 引っ掛けシーリングの破損 ----- ⑭
 - ・ コンセントのプレート破損 ----- ⑮ ⑯
 - ・ TV及びTEL用端子のプレート破損 ----- ⑰
- (5) その他
 - ・ スリーブキャップの破損 ----- ⑱ ⑲

※その他注意点

※1 費用負担区分が県負担であっても、入居者の責による破損等の場合は入居者負担となります。

県営住宅 修繕費用負担区分

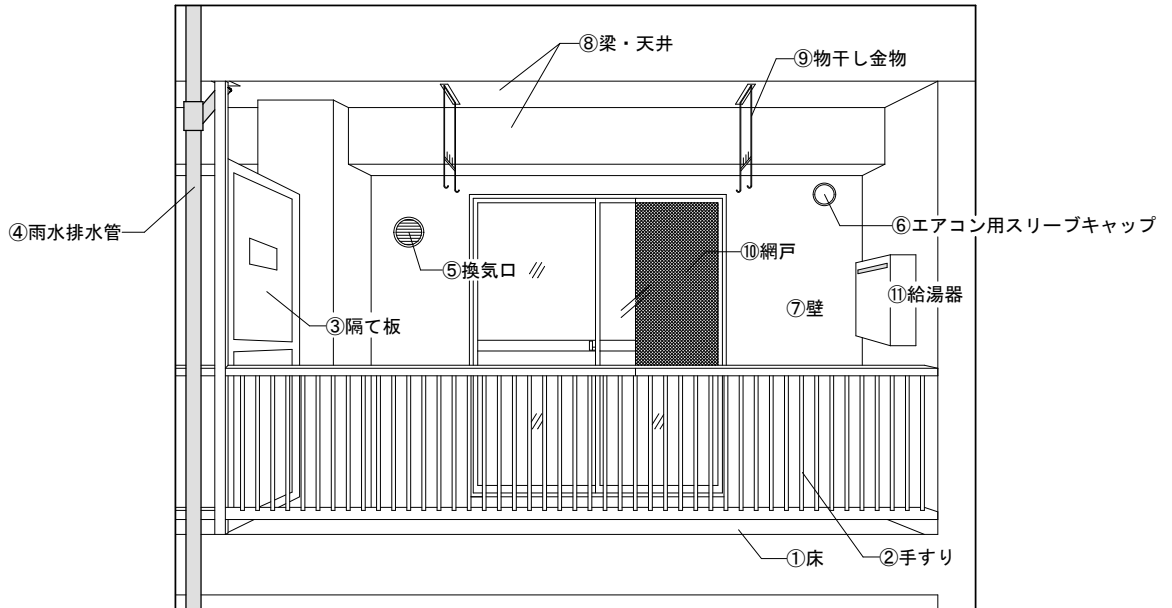
みなさんがお住いの県営住宅において、日常生活の中で修繕が必要となった場合、その費用は誰が負担するのか分からないことがあります。

入居者のみなさんに負担いただく修繕等は、劣化によらない破損の修繕や住宅設備等の小部品や消耗品の交換、不十分な清掃による汚損、住宅の維持管理に必要な清掃や修理などが該当します。

場所ごとに発生しやすい代表的な修繕を下記に示しますので参考にしてください。どちらが負担するのか分からない場合や、県で負担する修繕の依頼については、お住いの団地を担当する「長野県住宅供給公社（監理員・各事務所）又は建設事務所（整備・）建築課」までお問い合わせください。

7 バルコニー

参照図（参考例）



県負担

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1') 床・壁・天井関係 | 参照図 |
| ・床のひび割れなどによる下階への漏水 ----- ① | |
| ・隔て板の経年などによる腐食等による補修 ----- ③ | |
| ・壁等の躯体表面の浮き、剥離 ----- ⑦ ⑧ | |
| (2') 手すり関係 | |
| ・手すりの経年などによる腐食等による補修 ----- ② | |
| (3') 雨水排水関係 | |
| ・経年などによる腐食等の補修 ----- ④ | |
| (4') その他 | |
| ・物干し金物の脱落 ----- ⑨ | |
| ・網戸の腐食等の補修・張替、戸車交換 ----- ⑩ | |
| ・給湯器のお湯が出ないなどの機能不良 ----- ⑪ | |

入居者負担

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 床・壁・天井関係 | 参照図 |
| ・床面等の入居中の利用や鳥などの糞による汚損 -- ① | |
| ・隔て板の過失による破損 ----- ③ | |
| (2) 手すり関係 | |
| ・過失による破損 ----- ② | |
| (3) 雨水排水関係 | |
| ・雨水排水管の詰まり、過失による破損 ----- ④ | |
| (4) その他 | |
| ・換気口の破損、紛失 ----- ⑤ | |
| ・エアコン用スリーブキャップの破損、紛失 ----- ⑥ | |
| ・網戸網の張替え ----- ⑩ | |
| （一部穴等の補修（補修テープ対応程度）） | |

※その他注意点

※1 費用負担区分が県負担であっても、入居者の責による破損等の場合は入居者負担となります。

県営住宅 修繕費用負担区分

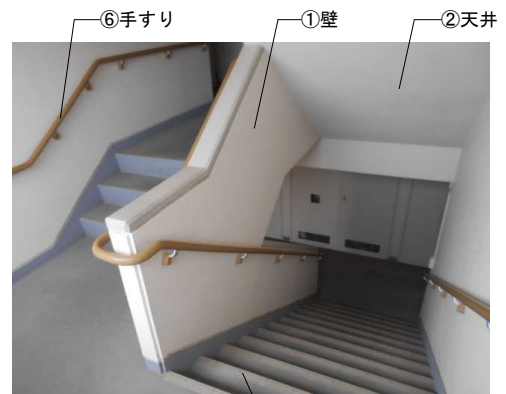
みなさんがお住いの県営住宅において、日常生活の中で修繕が必要となった場合、その費用は誰が負担するのか分からないことがあります。

入居者のみなさんに負担いただく修繕等は、劣化によらない破損の修繕や住宅設備等の小部品や消耗品の交換、不十分な清掃による汚損、住宅の維持管理に必要な清掃や修理などが該当します。

場所ごとに発生しやすい代表的な修繕を下記に示しますので参考にしてください。どちらが負担するのか分からない場合や、県で負担する修繕の依頼については、お住いの団地を担当する「長野県住宅供給公社（監理員・各事務所）又は建設事務所（整備・）建築課」までお問い合わせください。

8 共用階段・廊下

（参考例）



県負担

- (1') 建具関係
 - ・ 入口サッシ・窓の戸車不良、
経年によるガラスがたつき --- ⑤
 - ・ P S 扉の経年などによる塗装剥離、開閉不良 --- ⑦
- (2') 内外装（床・壁・天井）関係
 - ・ 壁及び天井（躯体）表面の浮き、剥離 ----- ① ②
 - ・ 床のひび割れなどによる下階への漏水 ----- ③
 - ・ ノンスリップタイル（すべり止め）の剥がれ、破損 ----- ④
- (3') 電気設備関係
 - ・ 共用灯の本体不良、不点灯 ----- ⑪
- (4') その他
 - ・ 集合郵便受け（本体・扉）、掲示板（県設置）及び手すりの経年などによる補修、がたつき --- ⑥ ⑧ ⑨
 - ・ 消火器（県設置）の定期交換、消火による交換 --- ⑩

入居者負担

- (1) 建具関係
 - ・ 入口サッシ・窓の過失によるガラス割れ ----- ⑤
 - ・ P S 扉：過失によるへこみ、破損 ----- ⑦
- (3) 電気設備関係
 - ・ 共用灯の蛍光管や点灯管（グローランプ）の交換 --- ⑪
- (4) その他
 - ・ 集合郵便受けの過失による本体および扉の破損 --- ⑧
 - ・ 集合郵便受けの鍵番号の忘れによる錠の交換
 - ・ 県設置の消火器の不要な操作による交換、詰替え --- ⑩
 - ・ 個人設置の消火器の交換、詰替え ----- ⑩

※その他注意点

※1 費用負担区分が県負担であっても、入居者の責による破損等の場合は入居者負担となります。

県営住宅 修繕費用負担区分

みなさんがお住いの県営住宅において、日常生活の中で修繕が必要となった場合、その費用は誰が負担するのか分からないことがあります。

入居者のみなさんに負担いただく修繕等は、劣化によらない破損の修繕や住宅設備等の小部品や消耗品の交換、不十分な清掃による汚損、住宅の維持管理に必要な清掃や修理などが該当します。

場所ごとに発生しやすい代表的な修繕を下記に示しますので参考にしてください。どちらが負担するのか分からない場合や、県で負担する修繕の依頼については、お住いの団地を担当する「長野県住宅供給公社（監理員・各事務所）又は建設事務所（整備・）建築課」までお問い合わせください。

9 外回り その1

（参考例）



県負担

- (1') 外装（屋根、防水層、外壁）
 - ・劣化に伴う補修、塗装不良、防水不良、タイル脱落、樋不良等
 - ・棟名表示板の脱落
- (2') 電気設備関係
 - ・共用灯の故障、不良
- (3') エレベーター、エレベーターホール
 - ・本体の故障や不具合、操作ボタンの破損や操作不良
 - ・ホールのサッシ開閉不良、天井・壁・床の不具合



入居者負担

- (2) 電気設備関係
 - ・共用灯の蛍光管や点灯管（グローランプ）の交換、軽微な破損
- (3) エレベーター、エレベーターホール
 - ・過失による内外装のへこみやキズ、操作ボタンの破損
 - ・ホールの過失によるガラス割れ、手すり破損

県負担

- (4') 駐車場関係（県で整備した駐車場）
 - ・舗装不良、白線引き、番号書き、専用灯の不良・不点灯
- (5') 駐輪場関係
 - ・屋根・柱の劣化に伴う補修、専用灯の不良・不点灯



入居者負担

- (4) 駐車場関係
 - ・専用灯の蛍光管や点灯管の交換、破損
- (5) 駐輪場関係
 - ・専用灯の蛍光管や点灯管の交換、破損

※その他注意点

※1 費用負担区分が県負担であっても、入居者の責による破損等の場合は入居者負担となります。

県営住宅 修繕費用負担区分

みなさんがお住いの県営住宅において、日常生活の中で修繕が必要となった場合、その費用は誰が負担するのか分からないことがあります。

入居者のみなさんに負担いただく修繕等は、劣化によらない破損の修繕や住宅設備等の小部品や消耗品の交換、不十分な清掃による汚損、住宅の維持管理に必要な清掃や修理などが該当します。

場所ごとに発生しやすい代表的な修繕を下記に示しますので参考にしてください。どちらが負担するのか分からない場合や、県で負担する修繕の依頼については、お住いの団地を担当する「長野県住宅供給公社（監理員・各事務所）又は建設事務所（整備・）建築課」までお問い合わせください。

10 外回り その2

(参考例)



県負担

- (1') 屋外給水管、屋外排水管
 - ・経年劣化に伴う補修、漏水
- (2') 雨水樹、排水樹、排水目皿 等
 - ・経年劣化に伴う補修
- (3') 足洗い場
 - ・水栓柱の故障、経年劣化に伴う補修

入居者負担

- (1) 屋外給水管、屋外排水管
 - ・排水管の建物から最初の柵までの詰まり
- (2) 雨水樹、排水樹、排水目皿 等
 - ・過失による破損
- (3) 足洗い場
 - ・排水詰まり、単水栓の破損



県負担

- (4') 集会所
 - ・必要と認める修繕（※住宅の修繕負担区分に準ずる）
- (5') 受水槽
 - ・水が出ない、水があふれている、ブザーが鳴っている
 - ・フェンスの経年劣化に伴う補修、フェンス内の除草
 - ・定期点検



入居者負担

- (4) 集会所
 - ※住宅の修繕負担区分に準ずる
 - ・便所・流し等の利用に伴う排水の詰まり
 - ・畳交換、襖・障子紙の張替え
 - ・消耗品の交換
 - ・日常的な管理、清掃

※その他注意点

※1 費用負担区分が県負担であっても、入居者の責による破損等の場合は入居者負担となります。

県営住宅 修繕費用負担区分

みなさんがお住いの県営住宅において、日常生活の中で修繕が必要となった場合、その費用は誰が負担するのか分からないことがあります。

入居者のみなさんに負担いただく修繕等は、劣化によらない破損の修繕や住宅設備等の小部品や消耗品の交換、不十分な清掃による汚損、住宅の維持管理に必要な清掃や修理などが該当します。

場所ごとに発生しやすい代表的な修繕を下記に示しますので参考にしてください。どちらが負担するのか分からない場合や、県で負担する修繕の依頼については、お住いの団地を担当する「長野県住宅供給公社（監理員・各事務所）又は建設事務所（整備・）建築課」までお問い合わせください。

11 外回り その3

（参考例）



県負担

(1') ゴミ置き場

- ・本体の劣化に伴う補修、扉・鍵・レールの不具合

入居者負担

(1) ゴミ置き場

- ・清掃、日常管理



県負担

(2') 遊具・ベンチ等

- ・劣化に伴う補修
- ・遊具の定期点検

県負担

- (3') 樹木（高木）（但し、県で植栽したものに限り）
 - ・伐採、剪定（防犯・日照等の支障木）
- (4') 電気設備関係
 - ・外灯（灯具）の故障、交換
- (5') その他
 - ・空地管理：平屋・二階建長屋の空き家庭草刈り等
 - ・害獣害虫：シロアリ、アメシロ、スズメバチの駆除



入居者負担

- (3) 樹木
 - ・高木（入居者自身で植栽したもの）の伐採、剪定
 - ・低木の伐採、剪定、日常管理
- (4) 電気設備関係
 - ・外灯の電球交換
- (5) その他
 - ・空地管理：団地内草刈り等
 - ・害獣害虫：ネズミ、ムカデ、ミツバチ等の駆除



※その他注意点

※1 費用負担区分が県負担であっても、入居者の責による破損等の場合は入居者負担となります。